

## JETORO（ジェトロ）の中小企業支援

日本貿易振興機構（JETORO）では、海外での中小企業の外国出願、模倣品・海賊版対策、冒認出願等で訴えられた際の訴訟等の支援事業を行っています。

詳しくはこちらをご参照ください。

➤ **中小企業等外国出願支援事業**

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)

中小企業が外国への事業展開を計画している場合に、基礎となる出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同一内容の外国特許出願にかかる費用の半額（上限額あり）を JETORO が負担するものです。

➤ **模倣品対策支援事業（サポート型およびセルフ型）**

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html)

中小企業が海外で知的財産権の侵害を受けている場合に、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の 2/3（上限額：400 万円）を JETORO が負担するものです。

➤ **冒認商標無効・取消係争支援事業**

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_trademark.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html)

中小企業が海外で現地企業に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された場合に、相手方の出願又は権利を取り消すために自ら提起する係争活動に係る費用（採択から 2020 年 1 月 15 日までに発生する費用）の 2/3（上限額：500 万円）を JETORO が負担するものです。

➤ **防衛型侵害対策支援事業**

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html)

中小企業が海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた場合に、その対抗措置にかかった費用（補助金交付決定日から 2020 年 1 月 15 日までに発生した費用）の 2/3（上限額：500 万円）を JETORO が負担するものです。

## 各支援事業の概要

### 外国出願支援事業

中小企業が外国への事業展開を計画している場合に、基礎となる出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同一内容の外国特許出願にかかる費用の半額（上限額あり）を JETORO が負担するものです。

「外国出願支援事業」の概要															
応募資格	<p>中小企業者（中小企業支援法の定義による）又は中小企業者で構成されるグループであること ※個人事業者を含む 地域団体商標に係る商標出願については、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人を含む</p> <table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>資本金の額及び従業員の数</th></tr></thead><tbody><tr><td>ゴム製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td><td>3億円以下又は900人以下</td></tr><tr><td>旅館業</td><td>5,000万円以下又は200人以下</td></tr><tr><td>製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種</td><td>3億円以下又は300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下又は100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円以下又は100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000万円以下又は50人以下</td></tr></tbody></table>	業種	資本金の額及び従業員の数	ゴム製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下	旅館業	5,000万円以下又は200人以下	製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種	3億円以下又は300人以下	卸売業	1億円以下又は100人以下	サービス業	5,000万円以下又は100人以下	小売業	5,000万円以下又は50人以下
業種	資本金の額及び従業員の数														
ゴム製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下														
旅館業	5,000万円以下又は200人以下														
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種	3億円以下又は300人以下														
卸売業	1億円以下又は100人以下														
サービス業	5,000万円以下又は100人以下														
小売業	5,000万円以下又は50人以下														
助成対象経費	外国特許庁等への納付出願料、代理人費用、翻訳費等 助成対象となる経費は採択決定後に発注する費用なので注意。														
補助率・上限額	<p>【補助率】助成対象費用の1/2以内 【上限額】1 中小企業あたり300万円 1 案件あたり</p> <table><tbody><tr><td>特許</td><td>150万円</td></tr><tr><td>実用新案、意匠、商標</td><td>60万円</td></tr><tr><td>冒認対策商標(※)</td><td>30万円</td></tr></tbody></table> <p>※第三者による抜け駆け出願の対策を目的とした商標登録出願</p>	特許	150万円	実用新案、意匠、商標	60万円	冒認対策商標(※)	30万円								
特許	150万円														
実用新案、意匠、商標	60万円														
冒認対策商標(※)	30万円														
応募受付期限	2019年6月24日（月曜）～7月29日（月曜）17時00分 ジェトロ外国出願デスク必着（郵送/持ち込み）														
年間スケジュール	6月24日～ 申請書類受付開始（～7月20日17:00締め切り） 9月中旬 採否決定通知 ～12月末 外国出願、実績報告書関連書類の収集、実績報告書提出 1月8日（水） 「実績報告書」提出最終締め切り ～3月末 助成金振込														
応募時提出書類	<p>(1) 郵送書類 間接補助金交付申請書（様式第1-1/1-2）原本 協力承諾書（様式第1-1の別紙第1/様式第1-2の別紙1）写し</p> <p>(2) 添付書類（すべて写し） 登記簿謄本、会社事業概要、役員等名簿（様式第1-1の別添/様式第1-2の別添）、決算書2期分、出願書類等、見積書、資金計画、先行技術調査報告書/先行登録調査報告書、共同出願の場合の関連書類、ジェトロ外国出願支援事業アンケートご協力のお願い</p>														

\* なお、外国出願は、以下(1)～(5)の要件をすべて満たしている必要があります。

(1)既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む。）と同一内容で行われる予定の出願  
(2)下記のいずれかに該当する方法により行われる出願

- ・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しない）
- ・特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（国内出願を基礎として行った PCT国際出願を同国の国内段階へ移行する方法）

- ・特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法がダイレクト PCT 国際出願であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法
- ・ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
- ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法

(3)既に日本国特許庁に行っている出願（PCT 国際出願を含む。）と同一の中小企業者名義で行われる予定の出願

(4)採択決定（9月中旬）後、かつ実績報告書提出期限（12月末）までに行われる予定の出願

(5)外国出願に際し、審査請求が必要なものは、各国特許庁が定める期日までに審査請求を行う出願  
また出願後、中間応答が必要となった場合に、応答する出願

## 模倣品対策支援事業（サポート型・セルフ型）

中小企業が海外で知的財産権の侵害を受けている場合に、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3（上限額：400万円）をJETOROが負担するものです。

### 「模倣品対策支援事業」の概要

応募資格	<ul style="list-style-type: none"><li>●中小企業者（中小企業支援法の定義による）又は中小企業者で構成されるグループであること ※地域団体商標に係る係争については、商工会、商工会議所、NPO法人を含む</li><li>●対象国において対象製品に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権を有しているか、ライセンス許諾を受けていること</li><li>●対象国における権利侵害の可能性を示す証拠があること</li></ul>
助成対象経費	主に以下の1～3にかかる現地代理人費用。ただし、国・地域によって実施できない可能性があるため、JETROに相談のこと <ol style="list-style-type: none"><li>1. 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査</li><li>2. 調査結果に基づく、模倣品業者への警告文作成、行政摘発、取り締まり</li><li>3. 調査結果に基づく、税関登録、税関差止請求等、模倣品販売ウェブサイトの削除申請</li></ol>
補助率・上限額	<b>【補助率】</b> 助成対象費用の2/3 <b>【上限額】</b> 400万円
応募受付期限	2019年10月31日（木曜）17時00分 厳守（予算内で随時採択）

## 冒認商標無効・取消係争支援事業

中小企業が海外で現地企業に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された場合に、相手方の出願又は権利を取り消すために自ら提起する係争活動に係る費用（採択から2020年1月15日までに発生する費用）の2/3（上限額：500万円）をJETOROが負担するものです。

### 「冒認商標無効・取消係争支援事業」の概要

応募資格	<ul style="list-style-type: none"><li>●中小企業者（中小企業支援法の定義による）又は中小企業者で構成されるグループであること ※地域団体商標に係る係争については、商工会、商工会議所、NPO法人を含む</li><li>●対象国で取り消そうとする冒認商標と同一・類似の商標権を日本国内で有していること ※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること</li></ul>
助成対象経費	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 冒認商標を取り消すための、異議申立て、無効審判請求、取消審判請求に要する費用</li><li>2. 1に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）</li></ol>
補助率・上限額	<b>【補助率】</b> 助成対象費用の2/3 <b>【上限額】</b> 500万円
応募受付期限	2019年10月31日（木曜）17時00分 厳守（予算内で随時採択）

## 防衛型侵害対策支援事業

中小企業が海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた場合に、その対抗措置にかかった費用（補助金交付決定日から 2020 年 1 月 15 日までに発生した費用）の 2/3(上限額：500 万円)を JETORO が負担するものです。

### 「防衛型侵害対策支援事業」の概要

応募資格	<ul style="list-style-type: none"><li>●次のいずれかの係争に該当していること<ul style="list-style-type: none"><li>A 冒認出願等により係争対象国での産業財産権を現地企業に先取りされているため係争となっている</li><li>B 係争対象国において無審査によって取得できる産業財産権が、現地企業との間で並存しているため係争となっている</li><li>C 係争対象国での産業財産権を保持しつつも、事業を実施していない現地企業から権利行使され、係争となっている</li></ul></li><li>●中小企業者（中小企業支援法の定義による）又は中小企業者で構成されるグループであること</li><li>※地域団体商標に係る係争については、商工会、商工会議所、NPO 法人を含む</li><li>●係争対象国で係争に関連する産業財産権を保持、もしくはその実施権を得ていること（ただし、上記 A、C の場合には、係争に関連する産業財産権を日本国で有していること）</li><li>●係争対象国で警告状又は訴状等の係争が始まったことを示す証拠があること</li></ul>
助成対象経費	弁理士・弁護士への相談等費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用など（和解金・損害賠償金は含まず）
補助率・上限額	<p>【補助率】助成対象費用の 2 / 3</p> <p>【上限額】500 万円</p>
応募受付期限	2019年10月31日（木曜）17時00分 厳守（予算内で随時採択）